

ID: 228

担当部署: 上下水道課

| | | | |
|---|----------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 分担金の徴収 | | |
| 例規名 根拠条項 | 八頭町小規模集合排水処理施設整備事業分担金徴収条例 第6条第1項 | | |
| 例規番号 | 平成17年条例第149号 | | |
| <p>【根拠条文】 (分担金の賦課徴収) 第6条 分担金は、受益者を対象とし、各集落ごとに代表者を定め被徴収者として賦課徴収する。 2 分担金は、事業年度ごとに概算徴収を行い、事業終了年度に精算を行うことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第2条及び第5条の規定による。 (受益者) 第2条 この条例において受益者とは、事業により築造される小規模集合排水処理施設の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は貸借人をいう。</p> (分担金の額) 第5条 受益者が負担する分担金の額は、前条の規定により定めた分担金の総額を第3条の規定により公告された排水区域の戸数で除して得た額とし、受益者1戸につき32万円を超えない額とする。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成26年7月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |